

・成田市都市公園条例新旧対照表

現行				改正			
別表第1				別表第1			
その1 略				その1 略			
その2 占用料				その2 占用料			
工作物等の区分		単位	金額	工作物等の区分		単位	金額
第1種電柱		1本につき1年	<u>610円</u>	第1種電柱		1本につき1年	<u>740円</u>
第2種電柱			<u>950円</u>	第2種電柱			<u>1,100円</u>
第3種電柱			<u>1,100円</u>	第3種電柱			<u>1,500円</u>
第1種電話柱			<u>550円</u>	第1種電話柱			<u>660円</u>
第2種電話柱			<u>880円</u>	第2種電話柱			<u>1,000円</u>
第3種電話柱			<u>1,000円</u>	第3種電話柱			<u>1,400円</u>
その他の柱類			<u>55円</u>	その他の柱類			<u>66円</u>
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>5円</u>	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	<u>6円</u>
略			略	略			略
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	<u>1,100円</u>	変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	<u>1,300円</u>
水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>29円</u>	水道管、 下水道 管、ガス 管その他 これらに 類するも の	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>34円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>42円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>49円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>64円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>74円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>85円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>99円</u>

現行			改正				
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>120円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>140円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>170円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>190円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>290円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>340円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>420円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>490円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>850円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>990円</u>
通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年		<u>1,100円</u>	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	1平方メートルにつき1年		<u>1,300円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年		<u>460円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき1年		<u>550円</u>
公衆電話所			<u>1,100円</u>	公衆電話所			<u>1,300円</u>
略				略			
標識	1本につき1年		<u>880円</u>	標識	1本につき1年		<u>1,000円</u>
食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	1平方メートルにつき1年		<u>1,100円</u>	食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの	1平方メートルにつき1年		<u>1,300円</u>
環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの			<u>1,100円</u>	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの			<u>1,300円</u>
防火用貯水槽で地下に設けられるもの			<u>1,100円</u>	防火用貯水槽で地下に設けられるもの			<u>1,300円</u>

現行			改正		
蓄電池で地下に設けられるもの		<u>1,100円</u>	蓄電池で地下に設けられるもの		<u>1,300円</u>
国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの		<u>1,100円</u>	国土交通省令で定める水道施設，下水道施設，河川管理施設，変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの		<u>1,300円</u>
橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		<u>1,100円</u>	橋並びに道路，鉄道及び軌道で高架のもの		<u>1,300円</u>
警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		<u>1,100円</u>	警察署の派出所及びこれに附属する工作物等		<u>1,300円</u>
天体，気象又は土地観測施設		<u>1,100円</u>	天体，気象又は土地観測施設		<u>1,300円</u>
工事中板囲い，足場，詰所その他の工事中施設	1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	工事中板囲い，足場，詰所その他の工事中施設	1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>
土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場		<u>170円</u>	土石，竹木，瓦その他の工事中材料の置場		<u>180円</u>
略			略		
その3 広告物表示使用料			その3 広告物表示使用料		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
広告物の表示	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>170円</u>	広告物の表示	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>180円</u>
略			略		